

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

1. 事業者

- (1)会社名 株式会社 憩
- (2)会社所在地 東海市加木屋町東峰松 27 番地
- (3)電話番号 (0562)36-2151
- (4)代表者氏名 内藤 敬子
- (5)設立年月 平成 15 年 4 月 18 日

2. 事業所の概要

- (1)事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2)事業の目的 株式会社 憩 が開設する指定居宅介護支援事業所(以下「本事業所」という。)は、指定居宅介護支援(委託による介護予防支援)の事業を行うものであり、居宅要介護(要支援)者等が指定居宅サービス・介護予防サービス等の適切な利用をする事ができるよう、当該居宅要介護(要支援)者等の依頼を受けて、居宅サービス計画・介護予防サービス計画を作成すると共に、計画に基づく指定居宅サービス・介護予防サービス等の提供が確保されるよう、連絡調整、紹介等の便宜の提供を行い、もって地域住民の福祉の増進に貢献することを目的とする。
- (3)事業所の名称 指定居宅介護支援事業所 いこい
平成 15 年 12 月 1 日指定 第 2374100457 号
- (4)事業所の所在地 東海市加木屋町東峰松 27 番地
- (5)電話番号 (0562)36-2151
- (6)事業所長(管理者)氏名 土橋 洋子
- (7)当事業所の運営方針

本事業所は、次に掲げる基本方針にもとづき事業を運営する。

1. 事業所の介護支援専門員は、要介護者等心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
2. 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。
3. 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に偏ることのないように公正中立に行う。
4. 事業の実施に当たっては、関係市町村、包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努める。
5. 従業者の教育研修を重視する。
6. 正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒まないものとする。

(8)開設年月 平成 15 年 12 月 1 日

3. 事業実施地域及び営業時間

(1)通常の事業の実施地域 東海市、知多市、大府市、東浦町

(2)営業日及び営業時間

| | |
|-----------|-------------------------|
| 営業日 | 月曜日から金曜日 |
| 受付時間 | 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 |
| サービス提供時間帯 | 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 |

ただし、年末年始:12 月 29 日～1 月 3 日までは休日となります。

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

| 職種 | 常勤 | 非常勤 | 計 | 職務の内容 |
|--------------|------------|-----|-----|-------------------------|
| 1. 事業所長(管理者) | 1 名 (兼) | | 1 名 | 従事者及び業務の管理 |
| 2. 主任介護支援専門員 | 1 名 | | 1 名 | 介護支援専門員の指導や助言、ケアプランの作成等 |
| 3. 介護支援専門員 | 2 名 | | 2 名 | ケアプランの作成等 |

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

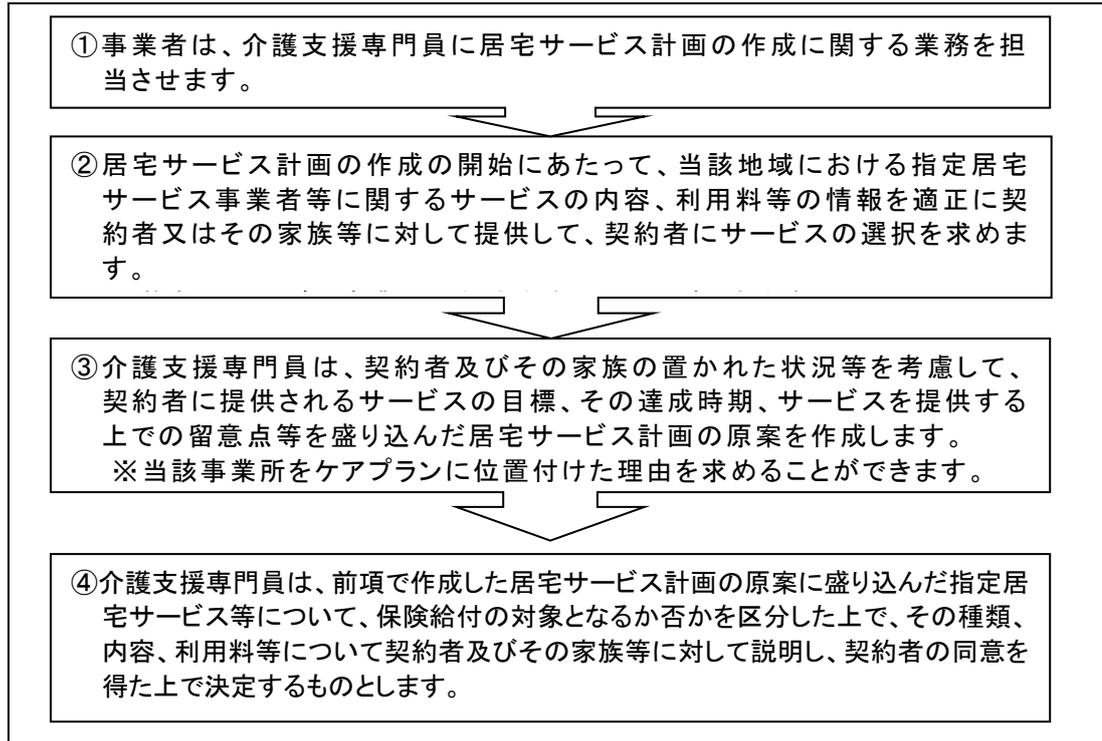
(1)サービスの内容と利用料金(契約書第 3～6 条、第 8 条参照)

<サービスの内容>

① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、サービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替(契約書第7条参照)

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 苦情の受付について(契約書第18条参照)

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口(担当者)

[管理者] 土橋 洋子 電話 (0562)36-2151
FAX (0562)36-0222

○ 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

| | |
|-------------|---|
| 東海市高齢者支援課 | 電話 (052)689-1600 FAX (052)602-0390 受付時間 平日 9:00～17:00 |
| 大府市高齢障がい支援課 | 電話 (0562)45-6289 FAX (0562)47-3150 受付時間 平日 9:00～17:00 |
| 知多市長寿課 | 電話 (0562)33-3151 FAX (0562)32-1010 受付時間 平日 9:00～17:00 |
| 東浦町役場ふくし課 | 電話 (0562)83-3111 FAX (0562)83-3912 受付時間 平日 9:00～17:00 |

| | |
|-------------|---|
| 知多北部広域連合 | 電話 (052)689-2263 FAX (052)689-2265 受付時間 平日 9:00~17:00 |
| 国民健康保険団体連合会 | 電話 (052)971-4165 FAX (052)962-8870 受付時間 平日 9:00~17:00 |

8. サービス提供における事業者の義務(契約書第10条、第12条参照)

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びそのご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)

9. 事故発生時の対応(契約書第11条参照)

介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合、すみやかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。

10. 損害賠償について(契約書第13条参照)

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

11. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更と同じ条件で更新され、以後も同様となります。(契約書第2条参照)

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第13条参照)

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定等によりご契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
- ③ ご契約者が介護保険施設に入所した場合

- ④ご契約者が3か月以上入院された場合
- ⑤事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑥当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑦ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑧事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1)ご契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第15条、第16条参照)

契約の有効期間内であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2)事業者からの契約解除の申し出(契約書第17条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援事業所 いこい

説明者職名

氏名

㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

㊞

代理人住所

氏名

㊞